

高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧	備考
高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱 第1条～第2条 【省略】 (定義) 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市町村等 市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。 (2) 商工団体等 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及び商店街振興等の取組を進めるNPOをいう。 (3) 商店街等 次に掲げるものをいう。 ア 商店街振興組合を有する市町村にあっては、その商店街地域（旧村を除く。） イ 相当数の小売商業が集積している地域 ウ 都市機能が相当数集積している地域 エ 市町村の中心としての役割を果たしている市街地 オ 公共的な施設が集積している地域（市町村支所等がある地域） カ 知事が特に必要があると認める地域 <u>(4) 中山間地域 次にいずれかに該当する地域をいう。</u> <u>ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域</u> <u>イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域</u> <u>ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域</u> <u>エ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域</u> <u>オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）</u> <u>(5) 空き店舗 次に掲げるものをいう。</u> ア 店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設で、現在使用されなくなってから、<u>3か月</u>以上その状態が継続しているもの イ 大規模集客施設及び大規模小売店舗等でないもの。ただし、店舗が立地する市町村が、補助対象とする必要があると認める場合であって、市町村長の推薦書の添付があるものを除く。 ウ 建物の構造上明確な区切りがされているものであって、1階又は2階に位置する店舗。ただし、イの場合を除く。 <u>(6) 空き店舗兼住宅 次に掲げるものをいう。</u> ア 店舗（店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設）と住宅とが一体となった建物で、店舗部分が現在使用されなくなってから、<u>3か月</u>以上その状態が継続しているもの。	高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱 第1条～第2条 【省略】 (定義) 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市町村等 市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。 (2) 商工団体等 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及び商店街振興等の取組を進めるNPOをいう。 (3) 商店街等 次に掲げるものをいう。 ア 商店街振興組合を有する市町村にあっては、その商店街地域（旧村を除く。） イ 相当数の小売商業が集積している地域 ウ 都市機能が相当数集積している地域 エ 市町村の中心としての役割を果たしている市街地 オ 公共的な施設が集積している地域（市町村支所等がある地域） カ 知事が特に必要があると認める地域 (4) 空き店舗 次に掲げるものをいう。 ア <u>商店街等に立地する</u>店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設で、現在使用されなくなってから、<u>3月</u>以上その状態が継続しているもの イ 大規模集客施設及び大規模小売店舗等でないもの。ただし、店舗が立地する市町村が、補助対象とする必要があると認める場合であって、市町村長の推薦書の添付があるものを除く。 ウ 建物の構造上明確な区切りがされているものであって、1階又は2階に位置する店舗。ただし、イの場合を除く。 (5) 空き店舗兼住宅 次に掲げるものをいう。 ア <u>商店街等に立地する</u>店舗（店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設）と住宅とが一体となった建物で、店舗部分が現在使用されなくなってから、<u>3月</u>以上その状態が継続しているもの。	文言追加 文言削除 文言修正 文言削除 文言修正

高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧	備考
イ 店舗部分が1階又は2階に位置するもの <u>(7)</u> 出店者 新たに事業を営もうとする個人若しくは法人又は既存事業の拡大等を図る個人若しくは法人をいう。 <u>(8)</u> 昼間営業 12時から13時までを含む、10時から16時までの間の3時間以上営業するものをいう。 (補助対象事業) 第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。 (1) 空き店舗出店支援事業 商店街等の空き店舗を活用して行う商店街等のにぎわい創出に資する事業 <u>(中山間地域を除く)</u> (2) 商店街等店舗兼住宅等活用推進事業 商店街等の空き店舗兼住宅等の活用推進のため、空き店舗兼住宅等の所有者が出店者に貸し出すために行う店舗の改修及び店舗部分と住居部分との機能分離等に係る事業 (補助事業者) 第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるものとする。 (1) 空き店舗出店支援事業 商店街等において空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業を行う出店者又は商工団体等であって、次に掲げる要件を全て満たすもの ア 出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないもの イ 店舗所有者と補助事業者とが、同居の親族、出資額50パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないもの ウ 国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないもの エ 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの オ 出店計画の策定及び出店後において、商工会、商工会議所等の経営サポートを受けるもの カ アからオに掲げるもののほか、知事が適当であると認めるもの (2) 商店街等店舗兼住宅等活用推進事業 市町村等 第6条～第15条 【省略】 (補助事業の完了日) 第16条 補助事業の完了日は、当該年度の<u>2月28日</u>までとする。なお、第4条第1号に掲げる事業においては、補助事業完了前に営業を開始することを妨げるものではない。 (実績報告等) 第17条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式又は別記第4号様式の2による実績報告書を補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の<u>2月28日</u>のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、これによ	イ 店舗部分が1階又は2階に位置するもの (6) 出店者 新たに事業を営もうとする個人若しくは法人又は既存事業の拡大等を図る個人若しくは法人をいう。 (7) 昼間営業 12時から13時までを含む、10時から16時までの間の3時間以上営業するものをいう。 (補助対象事業) 第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。 (1) 空き店舗出店支援事業 商店街等の空き店舗を活用して行う商店街等のにぎわい創出に資する事業 (2) 商店街等店舗兼住宅活用推進事業 商店街等の空き店舗兼住宅の活用推進のため、空き店舗兼住宅の所有者が出店者に貸し出すために行う店舗部分と住居部分との機能分離等に係る事業 (補助事業者) 第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるものとする。 (1) 空き店舗出店支援事業 商店街等において空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業を行う出店者又は商工団体等であって、次に掲げる要件を全て満たすもの ア 出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないもの イ 店舗所有者と補助事業者とが、同居の親族、出資額50パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないもの ウ 国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないもの エ 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの オ <u>出店計画について、県が実施する経営指導を受け入れるもの</u> カ 出店計画の策定及び出店後において、商工会、商工会議所等の経営サポートを受けるもの キ アからカに掲げるもののほか、知事が適当であると認めるもの (2) 商店街等店舗兼住宅等活用推進事業 市町村等 第6条～第15条 【省略】 (補助事業の完了日) 第16条 補助事業の完了日は、当該年度の<u>3月31日</u>までとする。なお、第4条第1号に掲げる事業においては、補助事業完了前に営業を開始することを妨げるものではない。 (実績報告等) 第17条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式又は別記第4号様式の2による実績報告書を補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の<u>3月31日</u>のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、これによ	<u>文言追加</u> <u>文言削除</u> <u>文言修正</u> <u>文言修正</u>

高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧	備考
り難い場合は、 <u>補助事業実施年度の3月10日</u> までに提出しなければならない。	り難い場合は、 <u>翌年度の4月10日</u> までに提出しなければならない。	<u>文言修正</u>
第18条～第24条　【省略】	第18条～第24条　【省略】	
附則 (施行期日) 1　この要綱は、平成30年4月1日から施行する。	附則 (施行期日) 1　この要綱は、平成30年4月1日から施行する。	
(失効期限等) 2　この要綱は、令和 <u>8</u> 年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第14条、第15条及び第20条から第22条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。	(失効期限等) 2　この要綱は、令和 <u>7</u> 年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第14条、第15条及び第20条から第22条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。	<u>文言修正</u>
附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。	
附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。	
附則 この要綱は、令和5年4月12日から施行する。	附則 この要綱は、令和5年4月12日から施行する。	
附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。	
<u>附則</u> <u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u>		<u>文言追加</u>